

【本事業は、山口県から委託を受けた商工会議所、商工会が事務を取り扱っています】



**募　集　要　領**

**（二次募集）**

【申請者用】

１　趣　旨

新型コロナウイルス感染症の影響により、前年同月に比べ売上の減少した山口県内の事業者が、業務の効率化や新事業展開などを通じて、営業の維持発展を図る取組を支援するための補助金を交付します。

２　内　容

（１）補助金の対象者

各要件を全て満たす者

①山口県内に主たる事業所を有する中小企業者 (中小企業基本法第２条第１項に規定する事業者)であること

②業務の効率化(感染防止対策も含む)や新事業展開などを通じて、営業の維持発展を図る取組を行う事業者であること

③前年同月に比べ売上が減少していること

　※最近1ヶ月の売上高が前年同月比で減少し、かつ、その後2ヶ月を含む３ヶ月間の売上高が前年同期比で減少することが見込まれるもの

④新型コロナウイルス対策営業持続化等補助金(一次募集)の交付決定を受けていないこと

（２）補助金額

１事業者当たり上限30万円(補助率10/10)

（３）募集件数

全県で８００件程度

（４）申請方法

①受付期間　令和２年６月11日(木)～６月３０日(火)　※消印有効

②必要書類

・申請書

・売上元帳などの売上高の減少を確認できる書類の写し

※補助金の支払は、金融機関への振り込みとなります

③申請先　　事業所所在の商工会議所、商工会へ送付ください

　　　　　　※（７）送付先一覧を参照ください

④受付方法　原則として郵送(簡易書留など郵便物の追跡ができる方法)

※感染防止のため、申請先への持参はお控えください

（５）事業対象となる期間

　　　令和２年４月１日(水)から令和２年９月３０日(水)まで

　　　※交付決定前に行われた事業に要する経費についても、令和２年４月１日以降の事業については対象とします。

（６）事業対象となる経費

|  |  |
| --- | --- |
| 費　　　目 | 対 象 経 費 |
| 人件費 | ①事業に直接従事する者の直接作業時間に対する人件費 |
| ②補助員（アルバイト等）に係る賃金　等 |
| 役務費 | 通信費、広告費、運送代　等 |
| 賃借料 | 機械・設備のリース料・レンタル料　等 |
| 委託費 | 事業者が直接実施できない又は適当でないものについて、他の事業者に外注するための経費 |
| 謝　　　金 | 外部専門家に対する謝金　等 |
| 消耗品費 | 事業を行うために必要な物品であって、備品（取得価額が10万円以上（税抜）のもの）以外の購入に要する経費 |
| その他 | その他、「業務の効率化」や「新事業展開」を行う上で特に必要と認められる経費 |

※備品購入、施設整備に係るものは補助対象外です。

※消費税及び地方消費税は補助対象外のため、申請書や実績報告書を作成する際は除外し

　てください。ただし、以下の事業者は補助事業の遂行に支障をきたす恐れがあるため、消費税及び地方消費税を補助対象経費に含めることができます。

　　①消費税法における納税義務者とならない補助事業者

　　②免税事業者である補助事業者

　　③簡易課税事業者である補助事業者

|  |
| --- |
| **【対象経費の例】**・店舗での販売商品のネット販売・宅配販売を始めるための経費（広告宣伝費、人件費等）・飲食店等がテイクアウトを始めるための経費（商品開発経費、人件費等）・ホテルが新たに部屋をテレワーク用に貸し出すための経費（部屋の準備のための人件費、Wi-Fi強化費、PR経費等）・テレビ会議システムの導入経費・飛沫飛散を防止するためにアクリルパネルを設置するなど、感染症防止対策に要する経費 |

（７）送付先一覧

３　申請から支払まで

（１）申請から支払いまでの流れ

　【申請者】交付申請書をダウンロード

【申請者】交付申請書を作成

【申請者】交付申請書、添付書類を郵送で提出

書　類　審　査

交　付　決　定

【申請者】事業実施

　【申請者】実績報告書兼請求書をダウンロード

【申請者】実績報告書兼請求書を作成

【申請者】実績報告書兼請求書を郵送で提出

額の確定

支払い

（２）備考

申請書類の審査の結果、本補助金を交付する旨の決定をしたときは、後日、交付決定の通知を発送し、本補助金を交付しない旨の決定をしたときは、後日、不交付に関する通知を発送します。

４　その他

（１）提出された書類の返却はいたしませんので、写し等は各自で保存してください。

（２）提出された書類や申請内容に不備等がある場合は、訂正や再提出をしていただくことがありますので、書類の作成や申請には十分にご注意ください。

（３）本補助金交付後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合は、本補助金の交付決定を取り消します。この場合、申請者は補助金を返還することになります。

（４）本事業における関係書類は事業終了後５年間保存してください。

（５）交付申請書の「５ その他」の要件を確認し、署名又は記名押印の上、申請をお願いします。

|  |
| --- |
| 【問合せ先】事業所の所在の商工会議所、商工会山口県商工労働部商政課　電話083-933-3110 |